

## 小松島市ホームページ広告表現ガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、小松島市ホームページ（以下「ホームページ」という。）に広告を掲載するにあたってのページデザイン及びユーザビリティの保持に関し、必要な事項を定めるものとする。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだ広告は、ホームページ閲覧者（以下「閲覧者」という。）の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（あたかも警告を発しているかのような誤認を与えるもの）
- (3) ラジオボタン（あたかも選択が可能なような誤認を与えるもの）
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

(ホームページとの区別)

第3条 次の表現については、閲覧者がホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 「お年寄りのための施設ガイド」「教育相談」など市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、閲覧者が小松島市の事業であると錯誤しやすいもの

(色調)

第4条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮する。

(解像度)

第5条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮する。

附 則

このガイドラインは、平成22年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成22年6月25日から施行する。